

令和6年度 静岡市屋外広告物講習会のお知らせ

静岡市内で屋外広告業を営もうとする方は、静岡市屋外広告物条例に基づき、市への登録（静岡県の条例に基づく登録を受けた方は、その旨届出）が必要です。その際、営業所ごとに、屋外広告士や広告美術技能士、屋外広告物講習会修了者等の資格者を置かなければなりません。

静岡市では、以下のとおり屋外広告物講習会を開催します。屋外広告業に携わる方、屋外広告物に関する知識の習得を希望される方は、是非ご受講ください。

I 講習会の開催

- 開催日 令和7年1月10日（金）
- 受付 午前9時00分～9時15分 時間厳守
- 会場 静岡市役所 本館 3階 第一委員会室（静岡市葵区追手町5-1）
- 日程

9:00～9:15	受付	
9:15～9:25	挨拶	
9:25～10:40	広告物に関する法令 の知識	屋外広告物の法令
10:40～10:50		休憩
10:50～11:10		景観法
11:10～11:30		工作物の確認申請
11:30～11:45		道路法（道路占用許可）
11:45～12:00		道路交通法
12:00～13:00	昼食（各自）	
13:00～14:00	広告物の表示についての知識	
14:00～14:10	休憩	
14:10～14:40	広告物の施工について の知識	電気
14:40～15:40		建築
15:40～15:50	休憩	
15:50～16:20	履修状況確認試験	
16:20～16:30	修了証書授与	

- 持ち物 ○筆記用具 ○受講票

II 受講申込みの受付、問合せ

- 受付期間 ・令和6年12月2日（月）～令和6年12月16日（月） ※申込順（土、日、祝日を除く）
- 受付窓口 ・静岡市役所 景観まちづくり課 屋外広告物係（静岡庁舎新館7階）
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 Tel.054-221-1123
- 受付方法 ・受講申請書に必要事項を記入の上、景観まちづくり課に持参又は郵送若しくは電子申請（LOGOフォーム）でお申込みください。（申請書氏名欄は、申請者が署名又は記名。押印は不要です。）
・講習手数料は、受付後に発行する納入通知書兼領収証書（納入義務者名（宛名）は受講者名となります。）でお振込みください。（納入通知書兼領収証書は、後日郵送させていただきます。）
・Ⅲの1に該当する方は、その資格を有する書面の写しを添付してください。
・電子申請はこちら↓↓↓（LOGOフォーム）

○URL（電子申請 LOGO フォーム）

○QRコード（電子申請 LOGO フォーム）

<https://logoform.jp/form/79j2/770670>



※電子申請（LOGO フォーム）は受付期間中のみ使用できます。

- 4 その他
- ・申請にあたっては必要事項として受講者の生年月日、住所、勤務先などの記入とともに、写真の貼付が必要となります。
 - ・定員(40人)を上回る申し込みがあった場合、受付終了となります。
- 5 注意点 申込後の受講者の変更、手数料の還付はできませんのでご注意ください。

Ⅲ 講習会手数料

区 分	金額
広告物に関する法令についての知識	2,600円
広告物の表示の方法についての知識	
広告物の施工についての知識	1,300円
合 計	3,900円

1 講習会の課程の一部免除

次の資格を有する方は、「広告物の施工についての知識」の課程が免除されますので、講習会手数料が2,600円となります。受講申込みの際、その資格を証する書面の写しを添付してください。

- (1) 建築士法に基づく建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号 旧職業訓練法)に基づく帆布製品製造科に係る職業訓練指導員免状所持者、帆布製品製造科に係る職業訓練修了者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者

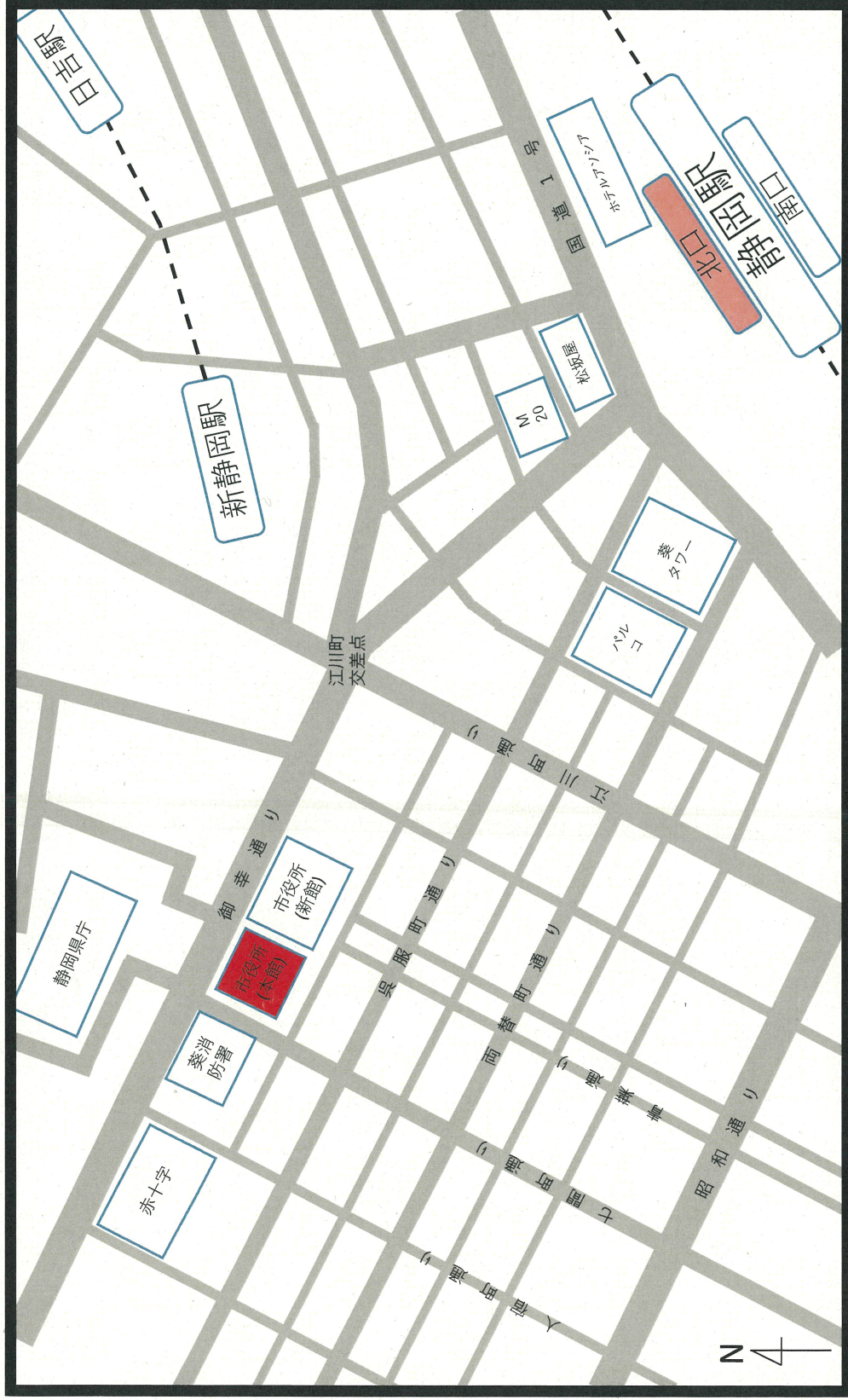
Ⅳ 講習会修了後の取り扱い

- (1) 所要課程を受講した方には、履修状況確認試験後、修了証書を交付します。(履修状況確認試験は合否を決定するものではありません。)
- (2) 新たに静岡市内で屋外広告業を営む場合は、静岡県若しくは静岡市の条例に基づき登録を受ける必要があります。静岡県の登録を受けた方は、特例制度を利用できますので、修了証書の写しを添えて『特例屋外広告業届出書』を静岡市景観まちづくり課へ提出してください。

Ⅴ その他

- ・講習会当日は、公共交通機関をご利用ください。
- ・お車でお越しの際は、周辺の有料駐車場をご利用ください。
- ・指定場所以外での飲食・喫煙は禁止となっております。
- ・咳等の症状がある場合には、マスクの着用をするなど周囲の方へ配慮をお願いします。

屋外広告物講習会 会場案内



会場 : 静岡市役所 本館3階 第一委員会室
(静岡市葵区追手町5番1号)

徒歩 : 静岡駅から約10分、新静岡駅から約7分

※会場には駐車場がございませんので、お越しの際には公共交通機関を御利用いただくか、近隣の有料パーキング等を御利用ください。

記 載 例

様式第 27 号 (第 24 条関係)

屋外広告物講習会受講申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 静岡市長

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

申請者 ふりがな 〇〇〇〇 〇〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡市屋外広告物条例施行規則第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

勤 務 先	所 在 地 名 称	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇〇 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	写 真 貼 付
受 講 希 望 事 項	① 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 ② 広告物の表示及び掲出物件の設置方法についての知識 ③ 広告物及び掲出物件の施工についての知識		
講 習 科 目 の 受 講 の 免 除 の 免 許 資 格	1 建築士法に基づく建築士の資格を有する者 2 電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号) に基づく電気工事士の資格を有する者 3 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者 4 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) に基づく帆布製品製造科に係る職業訓練指導員免許所持者、帆布製品製造科に係る職業訓練修了者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者		
備 考			

(注)

- 1 受講希望事項欄及び講習科目の受講の免除の免許資格欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 2 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。
- 3 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、「広告物の施工についての知識」の受講が免除されます。

様式第 27 号 (第 24 条関係)

屋外広告物講習会受講申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

申請者 ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡市屋外広告物条例施行規則第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

勤 務 先	所在地 名 称	郵便番号 (-) 電話番号 () -	写 真 貼 付 縦 4 c m 横 3 c m (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの)
受 講 希 望 事 項	1 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 2 広告物の表示及び掲出物件の設置方法についての知識 3 広告物及び掲出物件の施工についての知識		
講 習 科 目 の 受 講 の 免 除 の 免 許 資 格	1 建築士法に基づく建築士の資格を有する者 2 電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号) に基づく電気工事士の資格を有する者 3 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者 4 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) に基づく帆布製品製造科に係る職業訓練指導員免許所持者、帆布製品製造科に係る職業訓練修了者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者		
備 考			

(注)

- 1 受講希望事項欄及び講習科目の受講の免除の免許資格欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 2 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。
- 3 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、「広告物の施工についての知識」の受講が免除されます。